



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2020年
No.5
事例3

疑義照会

処方漏れ



事例

【事例の内容】

患者は退院して在宅療養を行うことになり、当薬局で無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋を受け付けた。ハイカリックR F 輸液、エレジェクト注シリンジ、塩化ナトリウム注10%が処方されていたが、鑑査時にビタミンB₁製剤が処方されていないことに気づいた。処方医に疑義照会を行った結果、ビタジェクト注キットが追加になった。

【背景・要因】

調製した薬剤師は、ハイカリックR F 輸液を投与する際にビタミンB₁製剤が必須であることを知らなかった。鑑査した薬剤師は輸液の知識があったため、添付文書を確認したうえで疑義照会を行った。診療情報提供書には、入院中に使用していた注射剤の記録はなかったが、医療機関に確認したところ、入院中はビタジェクト注キットが処方されていた。今回は処方漏れであったと思われる。

【薬局が考えた改善策】

知識を持っていない薬剤を調剤する際は、必ず添付文書を確認する。



その他の情報

ハイカリックR F 輸液の添付文書（一部抜粋）

【警告】

ビタミンB₁を併用せずに高カロリー輸液療法を施行すると重篤なアシドーシスが発現することがあるので、必ずビタミンB₁を併用すること。（「用法及び用量に関連する使用上の注意」の項参照）

【用法及び用量】

<用法及び用量に関連する使用上の注意>

(1) 重篤なアシドーシスが起ることがあるので、必ず必要量（1日3mg以上を目安）のビタミンB₁を併用すること。



事例のポイント

- 在宅医療で中心静脈栄養や人工呼吸療法が行われる患者が徐々に増加している。
- 保険薬局の薬剤師による高カロリー輸液などの無菌製剤を含む調剤への参画が進められるようになり、注射剤に関する知識の向上が求められている。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。